

～三春町介護保険要介護認定を受けている方へ～

## 『介護保険 障害者控除対象者認定書』について

要介護認定者を対象に、障害者等に準ずる方であると町長が認める場合、所得税や個人住民税の障害者控除の適用を受けるための『障害者控除対象者認定書』を交付いたします。

○『障害者控除対象者認定書』は、税法上の申告にのみ有効です。

○三春町の介護保険被保険者で、三春町の申告会場で申告される方や、障害者手帳等で申告される方等は、当該認定書は不要です。

認定書の対象者	12月31日現在（又は亡くなった日）を基準として、原則65歳以上で要介護認定を受けている方（以下「介護障害認定者」という。）	
控除区分	障害者控除	①要介護1～3の方（ただし、要介護3で一定の要件を満たす方は、特別障害者控除が該当します。）
	特別障害者控除	①要介護3のうち、要介護認定調査又は医師の意見書において、次のいずれかと判断された場合 障害老人の日常生活自立度がB1、B2、C1、C2、 認知老人の日常生活自立度がⅢa、Ⅲb、Ⅳ、M ②要介護4～5の方（※40歳から64歳までの方で、基準日時点で6か月以上寝たきりの状態の方は適用される場合があります。）
申告のしかた	申告者	・介護障害認定者ご本人の申告をするとき。 ・介護障害認定者を扶養し、扶養控除を受ける親族が申告するとき。 （年末調整での申告も含まれます。）
	認定書が必要な方	次の場合は、申告書に認定書を添付してください。 ・税務署会場で申告する方や税務署へ郵便申告する場合。 ・三春町以外の市区町村の会場で申告される場合。 ・会社の年末調整で申告する場合。
	認定書が不要な方	・三春町の申告会場で申告される場合は、認定書の添付は不要です。 （ただし、申告の際に税務担当者に申し出てください。） ・障害者手帳の交付を受けている方は、手帳により控除申告ができます。 （ただし、障害者手帳より、要介護認定のほうが程度が重い場合は、介護障害者認定を優先できますので、認定証が必要な場合があります。） ・障害者控除の申告がなくとも非課税となる方。

※介護障害認定者の方が亡くなった場合は、亡くなった年の分まで控除が受けられます。

※基準日は12月31日現在の状況で認定いたしますが、年末調整等で早めに認定証が必要な場合は、介護保険グループに申し出てください。直近の内容で認定証を交付いたします。

ただし、12月31日現在の介護認定が変更され、障害者控除の区分が変わる場合は、再交付が必要です。

○認定書の申請方法

①申請者の印鑑、②窓口に来られる方の身分証明書（運転免許証、健康保険証など）を持参のうえ、介護保険グループ窓口（福社会館1階）にて申請してください。

※郵送で申請する場合は、申請書に必要事項を記入、押印のうえ、②の身分証明書のコピーを添付し下記までお送りください。なお併せて切手を貼った返信用封筒もお送りください。

申請先：〒963-7796 福島県田村郡三春町字南町1 三春町福社会館内  
三春町保健福祉課 介護保険グループ 宛

(参考) 障害者控除一覧

区分	所得から控除される額		対 象 者 (12月31日基準)			
	所得税	住民税	身体障害者手帳	療育手帳	精神保健福祉手帳	介護保険
障害者控除	27万円	26万円	3～6級	B	2～3級	認定書に記載
特別障害者控除	40万円 (75万円) ※	30万円 (53万円) ※	1～2級	A	1級	認定書に記載

※同居の特別障害者の方は、加算により、所得税で75万円、住民税で53万円が控除されます。

○問い合わせ 認定書に関すること 保健福祉課 介護保険グループ  
☎0247-62-3166 FAX0247-62-5678

税の申告に関すること 税務課 課税グループ  
☎0247-62-8127 FAX0247-62-5155